

平成 2 1 年第 4 回更別村議会臨時会会議録

平成21年5月29日

平成 21 年第 4 回更別村議会臨時会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美
書記 佐藤 ちはる

議事

議 長	ただいまの出席議員は7名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 21 年第 4 回更別村議会臨時会を開会いたします。 (10 時 00 分)
-----	--

議 長	村長より招集の挨拶があります。 岡出村長
-----	-------------------------

村 長	本日ここに、平成 21 年第 4 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。
-----	--

5月に入りまして、中旬の強い降霜、続いて強風、風塵に見舞われまして、アスパラ、直播ビート等に被害を受けたところでございます。被害を受けられた農家の皆様には、心からお見舞いを申し上げますところでございます。

このところの気象変動や雨不足の影響を心配している昨今でございます。

本臨時会におきましては、昨今の厳しい経済情勢下、人事院が民間企業における夏季一時金の状況を特別調査の結果、昨年に比べ大きく減少するということがうかがわれ、国家公務員の支給については12月期の特別給で1年分を精算するには、影響が大きいとして暫定的に本年6月期の支給月数の一部を凍結することが適当との勧告がなされ、この勧告に基づき実施されることになっております、

更別村におきましても、この勧告に基づき、関係する条例の改正をお願いし、所要の措置を講ずるものでございます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議 長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。
-----	----------------------------------

(10 時 02 分)

		本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議	長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
		会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において、4 番堂場さん、6 番松橋さんを指名いたします
議	長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。
		さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長		堂場議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 さきに、第 4 回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 5 月 29 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日 1 日間とすることが適当であると認められました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。
		なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議	長	日程第 3、会期決定の件を議題といたします。
		おはかりいたします。 本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、会期は 1 日間と決定しました。
議	長	日程第 4、諸般の報告をいたします。
		諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承ください。
議	長	日程第 5、一般行政報告を行います。
		一般行政報告は文書で配布されております。 これで村長からの一般行政報告を終わります。 これから一般行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 （ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
議	長	日程第 6、議案第 36 号、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。

村 長

岡出村長

議案第 36 号、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由であります、ご挨拶の中でも申し上げたとおり、人事院勧告に基づくところの国家公務員の期末・勤勉手当の支給に準じた取扱いとするため、この条例を制定しようとするものであります。

次のページが改正する条例本文でございますけれども、今回の条例改正には、議会議員の報酬から一般職員まで一括した条例の制定としてございます。

資料を提出してございます。

資料に基づき説明をさせていただきます。

資料の 1 ページをお願い申し上げます。

まず、新旧対照表でございますが、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。

改正後、附則の改正でございまして、附則 3 項の次に 4 項を加えまして、暫定的な措置を講ずるものであります。4 項といたしまして、平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中、100 分の 120 とあるのは 100 分の 110 とする。いわゆる 100 分の 10 を支給凍結するということであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。

次に 2 ページをお願い申し上げます。

更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

これにつきましても、附則の改正でございまして、附則 2 の次に 3 項を加えるものでございます。3 項といたしまして、平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中、100 分の 210 とあるのは 100 分の 190 とする。100 分の 20 を支給凍結ということでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。

次に 3 ページでございます。

更別村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございます。

これにつきましても、附則 2 の次に 3 項を加えるものでございます。3 項といたしまして、平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中、100 分の 210 とあるのは 100 分の 190 とする。100 分の 20 を支給凍結するということであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということ

とであります。

次に4ページでございます。

更別村職員の給与に関する条例の一部改正であります。

附則に7項を加えまして、特別措置を講ずるものでございますが、条文をそれぞれ示してございますが、要約いたしますと、6月に支給される職員の期末手当の支給割合を100分の140から100分の125にいたしまして、100分の15を支給凍結するということとあります。

次に期末手当の部分で、再任用職員にかかる部分につきましては、現在、再任用職員はございませんけれども、規程の整備ということとあります。再任用職員の期末手当につきましては、100分の75を100分の70に、100分の5を凍結するということとあります。

次に6月に支給される勤勉手当につきましては、職員にかかるものにつきましては、100分の75を100分の70に、100分の5を凍結するということとありまして、職員につきましては、合わせて100分の20を凍結するということとあります。

再任用職員につきましては、100分の35を100分の30に改めまして、100分の5を凍結、再任用職員につきましては、100分の10を支給凍結するという措置であります。

この条例につきましては、公布の日から施行するということとあります。

この度の措置につきましては、暫定的な措置でございまして、本年度の正式な人事院勧告がなされた段階で調整の上、再度改正をお願いすることになります。

こうしたことを踏まえまして、現行予算措置されている給与費につきましては、最終決定の段階で補正をさせていただきたいと思っております。

なお、議員、特別職、教育長、一般職、関連いたしまして準職員まで合わせまして、この度の措置により期末手当といたしましては、5,200千円、勤勉手当につきましては、1,567千円、合計6,767千円を支給凍結とするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第36号、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

議 長

議 長

議 長

議

長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件は、全部終了いたしました。

これにて、平成 21 年第 4 回更別村議会臨時会を閉会いたします。

（10 時 15 分）

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 5 月 29 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 堂 場 聰 志

同 議員 松 橋 昌 和